

職員倫理及びコンプライアンス宣言

社会福祉法人恵生会(以下法人とする)のすべての役員及び職員・準職員(以下役職員)は、法人の理念と基本方針の実現を目指し、法令に基づきこの要綱を定め、その実現及び遵守することを宣言します。

【コンプライアンス(法令等遵守)宣言】

私たち役職員は、本綱領の遵守が義務であり責任であることを自覚するとともに、地域社会の構成員として関係法令を遵守し、関係法令や法人の定めた緒規定を遵守し、良識をもって行動します。

【差別の撤廃】

私たち役職員は、入所児童(一時保護児童含む 以下入所児童とする)及び役職員の人権擁護に努め、入所児童及び役職員一人ひとりがあるがままに受容し、国籍、出身、出自、性別、年齢、信仰する宗教、文化的背景、社会経済的地位、障害や疾病の状態、性的指向、その他いかなる理由によっても差別をしません。

【体罰・虐待の禁止】

私たち役職員は、いかなる理由があっても入所児童及び役職員に対しての体罰・虐待・ハラスメントは絶対に行いません。ここでいう体罰・虐待・ハラスメントとは、直接・間接を問わず、入所児童・役職員へ身体的および精神的苦痛を与える(与える可能性があるマルトリートメントを含む)ことを指します。

【自己決定と個人の尊重】

私たち役職員は、法人理念に定めるように入所児童と一緒に考え、入所児童一人ひとりの声(訴え)を傾聴し、失敗や挫折はつき物、反省と次なる自己決定さえ怠らなければそれは成長の階段であるとの考えに基づき、入所児童一人ひとりの個性を理解し、入所児童自身の選択と決定を尊重しながら、一人ひとりの入所児童の自己実現と自立的な生活の実現をめざすとともに、施設での生活において本人の尊厳や利益が損なわれないよう、入所児童主体の支援を行います。

【個人情報保護・秘密保持・プライバシーの尊重】

私たち役職員は、入所児童のプライバシーに最大限配慮し法人の定める個人情報保護規程に基づき知りえた入所児童一人ひとりの情報の秘密の保持と適切な取り扱いに努め

ます。これは、何らかの事情で、入所児童が退所した後も、役職員が職務を退いた後も同様とします。

【説明責任・知る権利の保証】

私たち役職員は、入所児童が求める情報や支援に関わる必要な情報を適切な方法でわかりやすい表現を用いて提供し、活用できるように支援します。

【専門職としての責務】

私たち役職員は、法人の掲げる理念の実現に向かい、現場において、最良の職務を遂行するために、私たち役職員は、常に研鑽・内省に努め、専門性を高め、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮します。私たち役職員は、入所児童一人ひとりのニーズに最大限に応えていくために、相互の専門性を尊重し、敬意を払うとともに、常に迅速な「報・連・相」（報告・連絡・相談）を行い、連携・協力し合います。

【連携と協働】

私たち役職員は、法人の理念の実現に向け入所児童の関わる関係機関、ボランティア及び地域の方々との連携や協働を大切に、地域社会における活動を進めます。